

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

環境・安全安心特別委員会会議録

令和 7 年 6 月 1 1 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

環 境 ・ 安 全 安 心 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年6月11日(水)
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者 (13人)
- | | |
|-----------|-------------|
| 委員長 早川 太郎 | 副委員長 高橋 えりか |
| 委員 拝野 健 | 委員 吉岡 誠司 |
| 委員 岡田 勇一郎 | 委員 青鹿 公男 |
| 委員 望月 元美 | 委員 寺田 晃 |
| 委員 中嶋 恵 | 委員 伊藤 延子 |
| 委員 石塚 猛 | 委員 小坂 義久 |
| 議長 石川 義弘 | |
- 4 欠席者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者
- | | |
|------------------------------|---------|
| 副 区 長 | 野 村 武 治 |
| 総務部副参事 | |
| (区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務) | |
| 危機管理室長 | 杉 光 邦 彦 |
| 危機・災害対策課長 | 小 池 雄 太 |
| 生活安全推進課長 | 大和田 好 行 |
| 環境清掃部長 | 遠 藤 成 之 |
| 環境課長 | 勝 海 朋 子 |
| 清掃リサイクル課長 | 曲 山 裕 通 |
| 台東清掃事務所長 | 渋 谷 謙 三 |
- 7 議会事務局
- | | |
|--------|---------|
| 事務局長 | 鈴 木 慎 也 |
| 事務局次長 | 櫻 井 敬 子 |
| 議事調査係長 | 吉 田 裕 麻 |
| 議会担当係長 | 女部田 孝 史 |
| 書 記 | 関 口 弘 一 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 環境及び安全安心について

◎理事者報告事項

【危機管理室】

1. 災害時における協定の締結について ……資料1 危機・災害対策課長
2. 個人宅等への防犯機器等購入緊急補助事業の実施及び地域団体への防犯設備設置等補助事業の一部変更について ……資料2 生活安全推進課長

【環境清掃部】

1. 台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次計画）の進捗状況について ……資料3 環境課長
2. 我が社の環境経営推進助成制度の追加実施について ……資料4 環境課長

◎行政視察について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（早川太郎） ただいまから、環境・安全安心特別委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、正副委員長就任後、初の委員会ですので、一言ご挨拶申し上げます。
よろしくお願いいたします。

○副委員長（高橋えりか） 副委員長を務めさせていただきます、高橋えりかです。

新しい体制でのスタートということで、まだ少し緊張していますが、委員の皆さんと一緒に、区民の安全・安心につながる議論ができるよう、しっかり頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、環境及び安全安心についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、災害時における協定の締結について、危機・災害対策課長、ご報告願います。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、災害時における協定の締結についてご説明いたします。資料1をご覧ください。今回締結する協定は、5件でございます。

項番1、災害協定の目的でございます。民間事業者と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図ることを目的とします。

項番2、各災害協定の内容でございます。

(1) 災害時における物資の供給に関する協定でございます。①概要です。富士山を想定した大規模噴火により、私有地等に降り積もった火山灰を区民の方などが収集するための袋のほか、避難所などで使用するポリ袋、防臭、消臭袋などを要請するものです。相手方は、株式会社ジャパックスです。続きまして、(2) 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定についてでございます。①概要です。災害支援物資の仕分けや輸送作業に加え、物流拠点の提供及びその運営等を要請するものです。相手方は、一般社団法人AZ-COMネットワークです。続きまして、(3) 災害時における避難所等の警備及び運営支援に関する協定についてでございます。①概要です。避難所や支援物資の集積拠点などの警備をするほか、車両の誘導

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や積み込み作業の補助などを要請するものです。相手方は、総合警備保障株式会社です。

(4) 災害時における民泊施設提供に関する協定についてでございます。①概要です。災害時、要配慮者の避難施設として、区内民泊施設の提供可否の確認等を要請するものです。相手方は、Airbnb Japan株式会社です。続きまして、(5) 災害時における資機材等の提供に関する協定についてでございます。①概要です。災害時の人命救助にあたり、バール等の資器材の提供を要請するものです。また、区民の方などから資器材の求めがあった場合においても提供を受けることができるものです。相手方は、一般社団法人東京都トラック協会台東支部です。なお、各協定における協定書の案は、別紙1から5のとおりです。項番3、今後の予定です。案件をご了承いただいたのち、7月以降に各協定を締結する予定です。ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 こうした協定が締結されることについては本当に素晴らしいことだなというふうに評価しております。ただ、一方で、協定先は複数あるんですけども、実際の災害等が発生した際に、人的なリソースが本当に足りるのかなという懸念があります。そういったことを防止するために、防災訓練を、こうした協定の相手方と一緒に実施するというようなことも必要ではないのかなと思います。そうすることによって、実際の災害等が発生した際に、物や人の動きがスムーズになると思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 昨年度より総合防災訓練において、災対各部で実践的な訓練を実施しているところですので、今後の訓練では、そうしたことも想定しながら訓練を実施していきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。ちなみに、こうした協定をたくさん結んでいるわけなんですけれども、台東区とだけ協定を結んでいるところは何件あるのか、数など、わかりますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 この場で何件という正確な数を申し上げることはできませんが、株式会社ジャパックスは、こうした協定を締結することは初めてであると聞いています。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。決して、台東区だけで独り占めしたいとか、そういうことではないんです。他の区との関係もあると思いますが、ぜひ、他自治体との協定の締結状況など調べてもらえればと思います。また、この、株式会社ジャパックスの、ビニール袋については非常に先進的な事例だと思っています。以上です。

○委員長 寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 一つの報告で、5件の協定が締結されるというのは初めてじゃないかなと思います。やはり所管の皆様方が常々アンテナを張りながら活動していらっしゃる賜物と実感いたします。

地域の力で運営予定の避難所におきましては、プロの警備による運営支援はとても心強いと思います。この中で一つ確認ですが、Airbnb Japan株式会社との協定で、要配慮者の避難施設として区内の民泊ということなんですが、区ではどのような利用を想定しているのでしょうか？また、そのほかの想定、医療的な配慮が必要な方はどうかなど、お聞きしたいと思います。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 広く要配慮者向けの避難施設となりますが、要配慮者といっても様々で、基本的に、医療的な配慮や、見守りが必要な方は、福祉避難所への避難を想定しています。民泊施設は、区内に点在し、個別の見守り等が困難なことが想定されるため、要配慮者を見守ることのできるご家族がいれば、家族単位で一緒にご利用いただくほか、何らかの理由で、集団での生活が困難な方の利用が考えられます。また、能登半島地震の際には、季節柄、受験を控えた受験生に利用していただいたケースもあったとのことですので、その時の状況に応じて、柔軟に対応していきたいと考えています。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 なるほど、理解しました。次に、トラック協会さんとの協定についてですが、実際、バールは避難所にはないんですね。一覧表を見ましたら、チェンソーが谷中防災コミュニティに1台ということで、こういったバール等を必要に応じて提供していただければ、本当、助かるなと思うんですけども。ちなみに、トラック協会さん、台東区内に事務所とかどれぐらいあるのかというのを、もしお分かりになれば。また、バール等をどれぐらい用意していただけるのかなという、教えていただければと思います。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 このトラック協会さんは、区内に24の事業所があるということです。各事業所に最低1本はご用意していただけると、今の時点は聞いてございます。

また、先ほど区内に避難所というお話もありましたが、一応、避難所にはレスキューセットというものがございますので、また避難所のところ、プラスアルファで強化できるものかと考えてございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 分かりました。いずれにしましても、様々、万が一のときには本当に助かるものばかりで評価させていただきたいんですけども、こちら、これらのことを、やはり避難所運営委員会のほうにもしっかり伝えていただいて、万が一のときは活用いただけるようにしていただけたらと思います。私のほうは以上です。

○委員長 ほか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 トラック組合というのは、私は非常に長い付き合い、深い付き合いをしております、新年会呼ばれまして、掛ける1万円ですけれども、余計なこと・・・けれど、台東区のトラック組合台東支部が防災協定に乗ってくれたというのは、くまなく台東区の地域、あるいは近隣町会を詳しく体験しているドライバーがおり、また、トラックも用意されて、ちょっと地方に、今駐車場ないから、離れたところにもあるかも分かりませんが、これ、非常に役に立つということで、いろいろ皆さんと話しをしても、それぞれの地域でやはりトラック組合も、いざというときには私たち働けるなという、組合の中でも話し合っているようですので、これから大いに期待をして、ふだんからの危機対策課との連携を保っていただければと、このように思っております。以上です。

○委員長 ほか、よろしいですか。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 私もちっと要望というか話で、今の車関係でいうと、よく地元の人からも言われるのは、ジャッキアップがやはり有効だろうと言われていまして、そういうものの整備もちっと進めていただければというふうに、要望だけさせていただきます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 内容的にまだ十分、私も委員になって初めてなので詳しくないんですけど、この締結書というか協定書は、経年的に更新をしていくという形ですよ。そうすると、委員会の中で話し合われて、今回新たにというのか、こういうところが協定書の中で補充されたとか変更されたとか、そういうことってあるんですか、今回の中で。

○委員長 今回の中はないよね、今回新しい……。

◆伊藤延子 委員 今回というか経年的にやっている中で。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 協定書の内容も曖昧な部分もございますので、その解釈の中でやっていただけるものであれば、そのまま協定を維持しますし、変更があれば変更することもございます。今回、筑西市のほうに防災備蓄倉庫を今年度新たに設置いたしますので、そのものについては配送の中で対応する必要がありますので、既存の配送の業務の協定などは一部変更などを予定しております。また、今回のAZ-COMネットワークさんと結ぶ協定の中には、既に筑西市の防災倉庫のものは入っております。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはり協定というか、常に、災害ですので新しくというか、各地域でも経験したものなども積み重ねること、大切なんだろうと思うので、そういうことをよろしく願いたいと思います。

○委員長 いいですか。

望月委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆望月元美 委員 今回、防災協定が5つ増えたということで、確認なんですけれども、既に地域防災計画のところには多分66個の協定が記載されていますが、実際、それ以外にも協定を交わしていると思うんですが、その辺の数字を教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 協定数としては約100程度がございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そうすると、その100ぐらいの協定が結ばれている中で、実際に災害が起きたときの協力要請の方法なんですけれども、実際に区のほうの体制として、各部署であったり、誰が担当というのは確実に決まっているものなんでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 協定にも様々種類ございまして、それぞれの種類に応じて、今、区で作っております職員行動マニュアルというものがあるんですが、その中に落とし込んでいる協定もございます。例を挙げますと、例えば、配送事業者による物資の配送につきましては災対総務部で、それから、医師会などと連携した医療救護活動は災対健康部で活動していくというふうに定められてございます。

ただ、一方で、詳細な流れが決まっていないものですか、あるいは記載されていないものもありますので、今後、訓練を通じて職員行動マニュアルを検証、具体化を進めていく予定です。そういった中で、今おっしゃったような、誰がどうするというのをもう少し具体的に決めていきたいと考えてございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 実際に災害起きたときは、やはり役所内でも大変混乱する状況があると思います。その中で、やはり誰が、担当を決めていても実際にその方が動けないこともあるので、いろいろな想定を考えて、しっかりと進めていただきたいと思っております。以上です。

○委員長 いいですか。

ほか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 (2)の防災時における支援物資の受入れの配送に関する協定で、支援物資の運送が昨年、佐川急便と協定があったかと思うんですけれども、内容がちょっと重なるような気がしますが、その辺りっていかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 配送業務のというところの協定の核については、同じような形になってございます。ただ、一部、少し特色がございまして、今回のAZ-COMネットワークとの協定につきましては、ネットワークとしては約2,700社とのネットワークとなっておりますが、その中には物資の供給協定を結んでいるスーパーなどもございまして、そこから、ドラッグストアという取引先から物資を可能な範囲で提供いただけるというような内容に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なっております。

ほかに、昨年、佐川急便につきましては、車両や人員、資機材の要請ができるほか、佐川急便の関係団体の施設も使用できる協定となっておりますので、それぞれ少し特色はあるものとは考えてございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。スーパーなどからの物資を届けるというところで、役割の違いについて運搬とというところで理解いたしました。

それから、もう一つなんですけれども、先ほどちょっと寺田委員からもありました、(4)の災害時における民泊施設の協力の協定なんですけれども、こちらも要配慮者の避難施設としてあって、先ほど課長の答弁もありました、要配慮者の状況にもよる、様々だということだったんですけれども、民泊施設で区がきちんと見守れるかというところが、やはりすごくちょっと不安要素がありまして、要配慮者の方々へのサポートが見逃さずにできるということも含めて、きちんと、しっかりと区で立てつけをしていただきたいという、こちらは先ほど答弁いただいたので、要望だけお伝えさせていただきます。以上です。

○委員長 いいですか。

拝野委員。

◆拝野健 委員 まず、(4)のAirbnbなんですけれども、避難所に一旦、皆さん避難して、そこから福祉避難所に行くか行かないかという判断を、多分、区の職員さんが、係長級なんですかね、が2人行って判断されると思うんですけれども、特にAirbnbも選択肢に入ってきたときに、判断が各避難所、多分ばらばらになってしまうことが想定されます。ただ、先ほどおっしゃった受験の話だと、受験だけれど入れる入れないの判断が、具体的だったら判断できるんですけれども、判断できないこともいっぱいあって、あちらだったらAirbnbに行けたのに行けない、避難所にいなければいけないというのが出てきてしまうと思うんです。それが後で分かることになるので、なるべく事前に裁量権を与えてあげたほうがいいのかなと思っていますが、その辺どうですかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 ご質問ございましたとおり、あらかじめ決めておくということは実際の活動においては非常に必要なことですので、可能な限り、詰められるところについては進めていきたいと。また、二次避難所の活用についても検討しているところですので、そういったところと組み合わせながら考えていきたいと思っております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。職員さんが責任感を持ってやられると思うんですけれども、なるべく後で責められないような体制づくり、裁量権を与えるということも大事なかな、柔軟な対応というのは大事だと思います。そこをお願いいたします。

あと、もう1点が、協定いっぱい結んでいて、例えば地震のときに防災協力会ですかね、そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こだと地震が来たら自動的に区有施設を回って、どうなっているか、建物どうなっているか、確認する作業が始まるようになって、報告が来るようになっていと思います。一方で、こちらから、区から依頼して初めて動くものもたくさんあって、その辺の、なるべく自走というか、自動的にやれるような仕組みに、防災協定全体をちょっと見直しをして、なるべく職員の負担が、地震が実際起こったときにないような形というのを協定先と一緒に考えていくというのも大事な作業だと思うんで、その辺はどう思っていますかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先ほどとも答弁少し重なりますが、昨年度から実際的な訓練を進めておりますので、そうした実際的な訓練の中で、あわせてそういった、自動的にというか、あらかじめ判断をせずにできる要素が増えていくことはよいことだと思いますので、そうした部分も検討してまいりたいと思います。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。あと、さらに言えば、報告書ですよ。報告の形を決めておかないと、電話で全部やってしまうとまとめるのが大変だ、先ほど望月委員おっしゃったとおりで、66あるというのは報告が大変になってしまうので、報告です、連携の仕方も含めて検討していただければと思います。要望で終わります。以上です。

○委員長 ほか、よろしいですか。

二次避難所、マニュアル、アップデートもその辺しっかりやっていっていただきたいなど私から一言要望させていただいて、ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、個人宅等への防犯機器等購入緊急補助事業の実施及び地域団体への防犯設備設置等補助事業の一部変更について、生活安全推進課長、報告願います。

生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 それでは、個人宅等への防犯機器等購入緊急補助事業の実施及び地域団体への防犯設備設置等補助事業の一部変更について、ご報告いたします。

資料2をご覧ください。項番1、事業内容として、まず、(1)個人宅等への防犯機器等購入に対する緊急補助という新規の事業となります。

闇バイトをはじめとした、いわゆる匿流による凶悪犯罪などを背景にした、都民の体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえて、侵入盗被害防止に有用な防犯機器を設置、購入する世帯に対して補助を実施し、区民の防犯意識の高揚と防犯対策の効果の向上を図るものです。

対象者は記載のとおりです。

対象経費は8万円を上限額とします。

補助率については、公費で4分の3を補助し、区民が4分の1を負担するものとして、補助上限額は1世帯当たり6万円となり、そのうち4万円を本区、2万円を東京都が負担します。公費負担の詳細ですが、対象経費4万円までの公費補助4分の3のうち、4分の2が東京都の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

補助となります。対象経費4万円を超え8万円までに対する補助4分の3は、本区独自で負担するものです。

申請回数は1世帯当たり1回のみとし、補助の対象とする防犯機器は記載の9品目に限定して、補助上限額の範囲内で一度に複数品目の申請を可能とします。すなわち、合計8万円までは、その世帯の住居に合わせた防犯設備を組み合わせて補助を受けられるものとしております。

なお、東京都で令和7年4月1日以降の支払いを補助の対象としているため、本区においても、4月1日まで遡って対象とします。

申請方法は原則、郵送かL o G oフォームによる電子申請とし、事務負担の軽減を図ります。

事業期間は令和8年度までの2年間とします。東京都が緊急対策として、一刻も早い設置を後押しするために2か年の時限実施としていることから、本区においても同様とします。

本件については、第2回定例会を終えて、7月中旬に広報たいとうや区のホームページ、SNS、町会の掲示板や回覧など、あらゆる媒体を活用して、可能な限り区民に広く周知し、8月1日から申請の受付を開始しようと考えております。

2ページ目をご覧ください。次に、(2)は地域団体への防犯設備設置等に対する補助率等の改定で、こちらは既に実施している町会や商店街等の団体が設置する防犯設備の設置に対する補助事業です。

東京都が今年度の補助率と補助上限額を変更し、設置団体の負担を軽減することとしました。町会単独、町会と商店街連携の場合の補助率については、都が24分の14から24分の18に拡大し、団体の負担を24分の1に半減させるとしたため、本区の補助率は24分の8から24分の5に減少することとなります。

商店街等の場合について、補助率は都が12分の6から12分の7に拡大し、団体の負担を12分の1に半減させるため、本区の補助率は12分の4から変更はありません。今年度は20団体から防犯カメラ180台の設置、更新の要望を受けておりまして、当初予算を立てておりましたが、補助率の変更により差額が発生することから補正予算を要求するものです。

本件については、7月に台東区町会連合会定例会と台東区商店街振興事業説明会で説明するほか、区のホームページ等、広報媒体を通じて周知をいたします。

項番2、補正予算額(案)です。歳入は5,213万8,000円で、新規事業である個人宅への補助事業分については、今年度は全世帯の1.5%程度の申請と想定しており、都から4,368万円の補助がある見込みです。また、団体に対する防犯設備設置に対する補助率の改定により、都から845万8,000円の補助がある見込みとなります。歳出は1億3,330万3,000円で、新規事業である個人宅への補助事業分で1億3,053万2,000円、団体に対する防犯設備設置に対する補助で277万1,000円となります。

ご報告は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 闇バイトとか、いろいろな新しい犯罪が増える中で、個人の防犯設備に対する購入助成、議員活動をやっているとたくさん要望いただいて、何とかならないかなというふうに思っていたところ、東京都さんもやっていただいて、このように事業化していただいて本当に助かったなという感じです。

それで、また、今回丁寧にホームページで事前に、このような事業が始まりますので領収証は取っておいてくださいというので、本当にこちらにつきましても助かるなというふうを感じております。

ちょっとこの対象品目、事前通知の中でどのような対象になるかって明確にはうたっていないくて、どんなものが対象になるのかなと思いましたが、結構かなり広い範囲でやっていただけなんだなって思いました。申請回数が1世帯当たり1回のみなので、本当に効率的・効果的に使っていただきたいなという思いなんですけれども。その中で、周知で要望なんですけれども、品目が、皆さん、こういうのも対象なのかというものもありますので、チラシ等を作る際には分かりやすく、これも対象になるんだと、うちにはこれをつけておいたほうがいいなって、こちらにつきましても、皆さん、ああ失敗したということがないように丁寧にやっていただきたいなと思うので、その辺につきましてもはいかがですかね。

○副委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 委員おっしゃるとおり、分かりやすくしたいと思います。言葉だけで見ると、ドアスコープ用カメラとか、そういったもの、何かイメージづくりにくい方もいらっしゃると思いますが、やはりそういうのは絵を使ったりとか、イラストを使ったり、あとは、具体例とか示して、できるだけ分かりやすく周知しようと考えております。

○副委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 意外と、区役所と縁遠い方というんですかね、も町会の掲示板は意外と見ていらっしゃるって、本当に目につくようなポスターというかチラシを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。私は以上ですね。

○副委員長 ほかにありますか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回、対象品目が幾つという形で出されているということですが、実は私も、こんなに、この金額でできるのかという質問させていただきましたけれども、現状のところ、これらがどれぐらいでできるとかということも区民の皆さんにお知らせしていただければ、もうちょっと心置きなくというか、うちではちょっと無理だろうと言って申請しない方もちょっと多いんじゃないかと、これを聞かせていただいたとき思ったんですけれども、その辺はいかがで、どんなふうにご説明したり、具体的にはできるでしょうか。

○副委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 今回この9品目を設定するに当たって、こちらでもシミュレーションをしておりますので、平均的な金額というのは出ておりますので、そういったところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も併せて示していきたいと考えております。

○副委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。本当に私も、こういうところ余り、何か弱いもんですから、聞いて、それでできるのかというふうにお答えしたところでしたけれど、その辺をちょっと丁寧に公表していただきたいなと思うことと、あと、こういう方たちはぜひとも被害に遭いやすい、こういうところは遭いやすいですよという、そういうところをアピールされたらいいかと思うんですけれど、その辺はいかがですか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 防犯対策するに当たって有効なところだとか、そういった説明も含めながら周知をしていきたいなというふうに思います。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当に路地で、うちはこんなんで、うちは心配ないと思っていらっしゃる方も結構いたりされるかと思うので、その辺ちょっと丁寧をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほか。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 関連に近いんですけど、今、7月から町会連合会や商店連合会に説明をされるということですから、やはりこういうものを広める場合には、広報たいとうとかいろいろあるけれども、実際は推進課長が出向いていただいて、町会連合会という大きな組織、きちんとした組織があるわけですから、そこできちんと説明してもらおうということは非常にいいことだなど、このように思っておりますので、そのことを大事に考えながら推進していただきたいと、このように強く要望いたします。

○委員長 ほか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次計画）の進捗状況について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 それでは、台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次計画）の進捗状況について、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。項番1、概要でございます。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（事務事業編）として本計画を策定することで、区が実施する事務事業及び区有施設に係る温室効果ガス排出量の一層の削減を進めるものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番2、第五次計画の概要でございます。(1)計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間で、今回のご報告は令和5年度の進捗状況でございます。(2)対象施設は区及び指定管理者が管理する区有施設で、(3)対象とする温室効果ガスは二酸化炭素でございます。

(4)削減目標は平成25年度を基準として、令和6年度までにCO₂排出量26%以上、電気使用量20%以上、ガス使用量4%以上、ガソリン等車両用燃料使用量12%以上、水使用量8%以上、用紙使用量4%以上、ごみ排出量16%以上となっております。

2ページをご覧ください。項番3、第五次計画の進捗状況でございます。(1)CO₂排出量でございます。令和5年度のCO₂排出量は1万6,581トンCO₂となり、基準年度比で約32.5%減少しており、目標を達成しております。これは、節電の取組や改修工事に伴う空調、照明などの省エネ設備の導入効果によるものと考えられます。

次に、(2)エネルギー等使用量でございます。CO₂排出量をエネルギー種別に見ると、電気の使用による要因が約68%、ガス使用による要因が約31%で、両者で全体の99%を占めております。

それでは、各エネルギーの使用量をご報告いたします。①電気使用量ですが、令和5年度は3,317万3,000キロワットアワーと年度目標を僅かに超過してございます。②ガス使用量ですが、令和5年度は233万4,267立米と目標を超過しております。

3ページをご覧ください。③ガソリン等車両用燃料使用量ですが、令和5年度は7万2,584リットルと目標を達成しております。④水使用量ですが、令和5年度は48万9,160立米と、こちらも目標を達成しております。

4ページをご覧ください。⑤用紙使用量ですが、令和5年度は131.416トンと目標を超過しております。⑥ごみ排出量ですが、令和5年度は298.212トンと目標を達成しております。

今後は、目標を超過しているエネルギーについて、削減に努めるとともに、目標を達成しているエネルギーにつきましても、より一層の削減に努め、区が排出するCO₂の削減を進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 第五次計画の報告、ありがとうございました。

第五次計画の⑤の用紙の使用量未達成がやはり気になるところでして、改めてのお伺いになるんですけども、庁舎のペーパーレス化の啓発などはできておられますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 用紙の使用量の削減につきましては、日常業務の中で職員一人一人が徹底していくことが重要であると認識をしております。

庁舎の状況ですが、実行計画の進捗状況と併せまして、計画に記載をされています両面コピーや裏面利用の徹底、また、封筒の再利用ですとかペーパーレス会議など、庁内会議を通じて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

各課にお願いをしております。

また、各職員が環境配慮行動について、チェックリストに記入することで、確認して指導するなどの取組も行っております。

また、令和3年度から文書管理システム、財務会計システムにおいて、原則として全ての決裁を電子決裁としておりまして、庁内の電子決裁率も令和2年度は約40%であったところ、現在99%に上がっております。今後も様々な機会を通じて、啓発し、区職員一丸となって進めてまいります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。

ちょっと気になったのが、先日の本会議場でも、パソコンを持ちながらも答弁される時皆さん紙をお持ちだったんですね。民間企業では10年以上前からペーパーレス化には取り組んでおりますし、私、議員になってから一般質問でもiPadで原稿を読ませていただいたりもしておりますので、紙の持込みって一度もしたことないんですけれども、細かいことかもしれないんですけれども、行政のリーダーが自らもiPadで答弁をするのも重要かと思いたしたので、こちらは要望でお伝えさせていただきます。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません、進捗いいんですけれど。1ページ目、ちょっと要望なんですけど、1ページ目は概要で、2ページ以降、個別の話になっているんですけれど、1ページ目の下の(4)、これ、削減目標、パーセンテージ出しているんで、この右側に、本来であれば今の何%削減しているかってならないと、次から数値でいくとパーセンテージの目標に対して、トンとか立米とかいろいろ出てくるんで、それだとちょっと比較ができないので、資料を作るときは、できれば(4)の下、右側に、今何%達成って、パーセンテージで全部単位をそろえるというのは、基本的にはやはりやってほしいなと思います。要望で終わります。

○委員長 いいですか。

◆拝野健 委員 はい。

○委員長 ほか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、我が社の環境経営推進助成制度の追加実施について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 それでは、我が社の環境経営推進助成制度の追加実施について、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

初めに、項番1、目的でございます。区内中小規模事業所においては、光熱費等の物価高騰

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の影響で、依然として厳しい状況が続いております。一方で、中小規模事業所において、脱炭素化に向けた継続した取組は必要であることから、4月中旬に受付終了となりました事業所向け省エネ設備等導入助成制度につきまして、追加実施を行い、光熱費削減や脱炭素化の一層の促進を図ってまいります。

次に、項番2、事業概要です。(1)助成対象、(2)助成内容は記載のとおりでございます。

項番3、補正予算額(案)は1,300万円でございます。

項番4、今後の予定でございます。申請受付は2期に分けて実施します。令和7年8月上旬に第1期申請受付開始、令和7年10月上旬に第2期申請受付開始といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すみません。こちらの我が社の環境経営推進助成制度でございますが、早めに終わってしまったというふうに伺っておりますけれども、何か考えられる理由があれば教えていただきたいんですが。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 本助成制度は令和6年度からLED照明や空調などの省エネ機器につきまして、助成率及び助成上限額を拡充して実施をしております。この影響もあり、令和6年度は5月の下旬に予算額の上限に達し、受付を終了しました。本年度申請が殺到した要因につきましては、助成率及び助成上限額を拡充した影響のほか、前年度に早期に受付を終了したことにより、それ以降、申請を希望する事業所が7年度の制度改正に合わせて一斉に申請を行った可能性があること。また、一般照明用蛍光灯の製造、輸出入が2027年度末までに禁止になることなどが考えられます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 そうなると、同時期にスタートしました我が家の省エネ・創エネアクションの支援助成金制度、こちらのほうも確かスタートを同時期にしていると思いますが、そちらのほうはどうなっているかお伺いしたいんですが。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 我が家の省エネ・創エネアクションの支援制度につきましても、5月の下旬に予算の上限に達し、受付を終了しておりますが、今後の対応につきましては、現在、鋭意検討しております。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 そうなると、先ほど、今回の我が社だけじゃなくて、我が家のほうにつきましても、区民の皆さんのニーズは大変高いというふうに思っております。確かこの補助金制度って、東京都と区の両方の制度を使いますので、例えば、まだ全然、今、我が家のほうあれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なんですけれど、2定と3定の間って本当に長いので、この間に東京都だけの制度を使ってしまったというような人がいると、やはりその辺、整合性が狂ってきてしまうと思いますので、私としては、我が家につきましても速やかに歳計できるように、強く要望だけさせていただきます。

○委員長 いいですか。

◆青鹿公男 委員 はい。

○委員長 本当に我が家のほうも早急に対応できるように、私からも要望させていただきます。
ほか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当にそのとおりだと思いますが、私からも強く要望したいです。

もう一つなんですけれど、今回、企業と我が家というところあって、台東区は1階が職場とか工場だったり、上が住まいだったりというときありますよね。そうすると、前回、企業のほうでやると、ここは家だと想定されて受付ができなかったという事例があったんですよね。今回、じゃあ企業のところでということで、これはまだ受付を、申請されたかどうかというのを、こちらちょっと確認していなかったんですけれど、そういうところで、家屋で両方あるときには、両方ミックスした形でということか、そういうことまで想定して支援をされたらいかかと思うんですけれど、どうでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 事業所と住宅の併用住宅につきましては、機器が設置される場所が事業所の場合は本助成制度の対象になります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今のおっしゃったことは分かったんですね。今回は企業のところということで。これから先に向けては、ぜひとも併用できるようにお願いをいたします。要望いたします。

○委員長 いいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 ほか、よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

第20期議会運営に関する申合せ事項により、特別委員会の宿泊を伴う視察については、4年間で2回とするとされております。4特別委員会の委員長で協議を行った結果、本委員会は今年度に行政視察を実施することとなりました。つきましては、本件について、議長に実施の申入れをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、視察が許可されましたら、視察日程等については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

時期については、第3回定例会終了後、第4回定例会までの間に実施いたしたいと思います。詳細については、決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご意見等がございましたら、正副委員長までお寄せください。

○委員長 案件第1、環境及び安心安心について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 おはかりいたします。

案件第1、環境及び安心安心については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

（櫻井議会事務局次長朗読）

○委員長 これをもちまして、環境・安全安心特別委員会を閉会いたします。

午前10時45分閉会